裁決事例-1

外国貨物船G号日本漁船E丸衝突

横切り関係で漁船と衝突した事例

発生日時 平成 13 年 12 月 27 日 07 時 15 分 場 所 豊後水道

気 象 晴、風力4の北西風、視界良好 損傷等 G号:右舷船首部に擦過傷

E丸:船首部を圧壊

原 因

G号:船橋後部でお茶を入れることに気をとられ、周囲の見張りを十分に行わず、前路を

左方に横切るE丸の進路を避けなかった。「主因」

E丸: 死角を補う見張りを十分に行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった。

[一因]

海難の概要

G号(3,005トン[パナマ共和国]) は、船長及び一等航海士ほか17人(全員中国国籍)が乗り組み、鉄屑3,110トンを積載し、平成13年12月27日04時00分大分港を発し、ベトナム社会主義人民共和国ハイフォン港へ向かった。

航行中、一等航海士は、右舷船首方に、E丸(2トン)が表示する白、紅の2灯を視認することができたが、船橋後部でお茶を入れることに気をとられ、周囲の見張りを十分に行わなかったので、その灯火に気付かないまま続航し、E丸の進路を避けずに進行して衝突した。

また、E丸は、船長が1人で乗り組み、たい一本釣りの目的で、同月27日06時20分大分県保戸島漁港を発し、同港沖合の漁場へ向かった。

船長は操縦室右舷側の通路に出てリモートコントロールにより操縦していたが、操縦室の風防壁などで死角が生じる状況であった。

漁場を移動中、船長は左舷船首方に、南下中のG号が表示する白、白、緑の3灯を視認することができたが、死角を補う見張りを十分に行わなかったので、その灯火に気付かないまま続航し、衝

突を避けるための協力動作をとらずに進行して衝突した。

G号一等航海士の認識・判断:

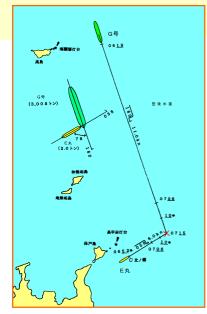
「船橋後部に移動して 5 分ほどの間お茶を飲んでいたため前方を見ていなかった」。

「E丸と衝突したことに全く気付かなかった。」

「日本海域は、今回が初めてであった。」

E丸船長の認識・判断:

「自船が保持船なので、左舷側の見張りを少しばかり怠っても大丈夫だと思い、死角を十分に補わなかった。」



裁決事例-2

外国貨物船N号日本貨物船S丸衝突

視界制限状態で貨物船と衝突した事例

発生日時 平成13年6月29日05時50分 場 所 静岡県石廊埼東方沖合

気 象 霧、風力3の南西風、視程100m 損傷等 N号:船首外板に大破口と凹損

S丸:全損、3人死亡・行方不明

原 因

N号:霧によって視界が制限された状態になった際、レーダーによる動静監視不十分で、 霧中信号を行わなかった。[等因]

S丸:霧によって視界が制限された状態になった際、安全な速力に減じることなく、霧中 信号を行わなかった。「等因]

海難の概要

N号 (1,258トン[パナマ共和国]) は、船長 (中国国籍) ほか9人が乗り組み、空倉のまま、平成13年6月27日岡山県片上港を発し、千葉港に向かった。

29 日一等航海士(中国国籍)は、神子元島沖で針路を040度に定めたところ、霧により視界が制限された状態となったが、このことを船長に報告せず、甲板手(中国国籍)に命じて操舵を手動に切換え、7.4 ノットの速力に減じて、霧中信号を行わないまま航行した。

その後、一等航海士は、レーダーで正船首 4.0 海里のところに S 丸 (499 トン) の映像を初めて探知し、右舵 5 度を令し、わずかに右転を続けながら進行した。

S丸が2.0海里に接近したとき、右舵15度を令して続航中、一等航海士は、S丸の映像の方位が変らないまま接近したのを認め、機関を停止し、右舵20度を令して回頭中、S丸の右舷側中央部に、N号の船首が衝突した。

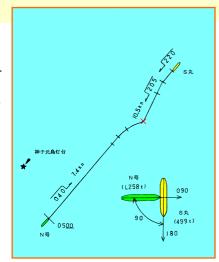
また、S丸は、船長ほか4人が乗り組み、鉱滓1,600トンを積載し、同月28日茨城県鹿島港を発し、山口県徳山下松港に向かった。

29 日神子元島沖合を航行中、霧により視界が制限された状態となったが、安全な速力に減じず、220 度の針路、10.5 ノットの速力で、霧中信号を行わないまま進行した。

その後、レーダーで正船首 3.0 海里にN号が接近したのを認め、針路を 205 度に転じて続航し、 衝突少し前に左舵をとったが衝突した。

N号一等航海士の認識・判断:

「S丸と2海里に接近したとき、S丸のレーダー映像が船首 輝線に近づいたが、少し右転すれば左舷を対して航過できる と思った。」



裁決事例-3

外国貨物船S号乗揚

狭水道で逆潮に圧流されて乗り揚げた事例

晴、風力2の北西風

発生日時 平成14年3月25日09時56分

場 所 鳴門海峡

損傷等 船底外板前部に亀裂

原 因

気

鳴門海峡の通峡予定時刻が南流最強時の約1時間半前にあたることになった際、錨泊して 潮待ちするなど、海峡の最狭部への進入を中止しなかった。

海難の概要

S号 (2,548トン[韓国]) は、船長 (韓国国籍) ほか12人 (韓国国籍6人、ミャンマー国籍6人) が乗り組み、スチールワイヤ3,818トンを載せ、船首5.40メートル船尾6.85メートルの喫水をもって、平成14年3月22日宮城県仙台塩釜港を発し、鳴門海峡経由で大韓民国ポハン港に向かった。25日08時10分船長は、三等航海士 (韓国国籍)を補助に、甲板手 (韓国国籍)を手動操舵にそれぞれ就け、針路を329度に定め、折からの南流に抗し、9.9ノットの対地速力で、鳴門海峡に向けて進行した。

定針したとき船長は、予定より 1 時間ばかり遅れて定針地点に到達したため、鳴門海峡最狭部に 差し掛かる 08 時 40 分ごろは、南流最強時の 1 時間半ばかり前にあたることを知ったが、錨泊して 潮待ちするなど、同海峡最狭部通峡を中止することなく続航した。

こうして、折からの向かい風の下、次第に増勢する南流に抗しながら進行するうち、飛島に並航 したころ逆潮が急激に強まり、08 時 40 分大鳴門橋下に達したころ、ほとんど前進しなくなった。

船長は、機関回転数を上げて増速に努めたものの、前進の気配が認められなかったので、ようやく通峡をあきらめることとし、左舵一杯としたところ、急に船首が左方に振れ回り、操船の自由を失い、潮流に圧流されて孫埼沖合の浅所に乗り揚げた。

S号船長の認識・判断:

「本船の船長としての鳴門海峡の通峡は、今回が3回目であるが、今まで通ったときの潮流は、ほとんど3 ノットくらいであった。」

「南流最強時の潮流が7ノット、その1時間半前だから、本船の10ノットの速力なら何とか通れると思った。」

「潮流の影響を軽く考え、機関回転数を上げて1時間 くらい右舵一杯のままこらえていたが前進しなかっ た。」

